

名古屋市産前・産後ヘルプ事業事業者登録等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市産前・産後ヘルプ事業実施要綱（以下「産前・産後ヘルプ事業要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市の委託を受けて家庭生活支援員の派遣を実施する事業者の登録及び事業所の指定（以下「登録等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録等)

第2条 産前・産後ヘルプ事業要綱に基づき、サービスを実施しようとする者は、名古屋市長（以下「市長」という。）に登録等を受けなければならない。

2 前項の登録等を受けようとする者は、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録申請書（第1号様式）及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

(登録等資格)

第3条 前条の登録等を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条の規定に基づく指定を受けている指定訪問介護事業者で名古屋市域を活動範囲とするもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第34条の15の規定に基づく認可を受けている居宅訪問型保育事業者で名古屋市域を活動範囲とするもの
- (3) 別表に定める基準をすべて満たすことのできる事業者

(審査及び決定)

第4条 市長は、申請書等を受理したときは、登録等の資格について審査し、登録等の決定を行うものとする。

2 市長は、前項による登録等の決定を行ったときは、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(登録等内容の変更)

第5条 前条の規定による登録等の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、申請書等に記載した事項について変更が生じたときは、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等変更届（第3号様式）により届け出なければならない。

(登録等の取消)

第6条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- (2) 産前・産後ヘルプ事業要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する登録等資格に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、前項により登録の取消を行ったときは、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等取消通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

（登録等の辞退）

第7条 事業者は、名古屋市産前・産後ヘルプ事業を実施できなくなったときは、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等辞退届（第5号様式）を市長に届け出なければならない。

（台帳の整備）

第8条 市長は、事業者の状況を明らかにするために、名古屋市産前・産後ヘルプ事業登録等事業者台帳（第6号様式）を整備し、台帳記載事項に変更があった場合には、速やかに関係各区長に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に「名古屋市ひとり親家庭等家事介護サービス事業等事業者登録等実施要綱」の規定に基づいて登録を受けた事業者は、第4条の規定に基づき登録を受けた事業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定等に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の要綱の規定等にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

名古屋市産前・産後ヘルプ事業事業者登録基準

- 1 法人格を持つ事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事介護サービスや育児援助を行う事業の実施について定款等基本約款に定めがあること。
- 2 当該事業について、3年以上の事業実績があること。
ただし、居宅訪問型保育事業者であって児童福祉法第34条の15の規定に基づく認可を受けていないもののうち、同法第59条の2に基づく届出を行っている場合においては1年以上の事業実績があること。(常態として、その事業を行っていることと認められること。)
- 3 名古屋市内又は名古屋市に接する市町村に事業所があり、名古屋市内の1以上の区の全域で活動できること。
- 4 職員の派遣調整や、社会福祉事務所・利用者との連絡調整にあたるため、サービスの実施について、指揮・監督する管理者を常勤で配置していること。ただし、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していてもさしつかえないものとする。
- 5 管理者は、職員の派遣について一元的に管理し、産前・産後ヘルプ事業要綱及び名古屋市との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な指揮監督を行うこと。
- 6 管理者及び利用者の自宅に派遣する職員は、次の資格をもつものとする。
 - ア 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上又は介護職員初任者研修課程修了
 - イ 保育士
 - ウ 保健師
 - エ 看護師
 - オ 子育て経験者で、出産後間もない時期の育児に理解と認識のあるもの(ただし管理者は除く)
- 7 職員の健康管理・疾病の早期発見のために、採用時及び採用後に職員の健康状態の把握を定期的に行える常態であること。
- 8 職員の資質向上のため、採用時及び採用後に、定期的・計画的に研修を実施していること。(救急に関する研修を含む)
- 9 サービス提供にかかるマニュアル(作業手順書)を作成し、職員に徹底していること。
(サービス提供時の清潔の保持、医療法制(禁止事項)の遵守を含む)
- 10 緊急時における対応マニュアルが整備されていること。

- 11 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- 12 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこと。また、あらかじめ、損害保険に加入しておくこと。
- 13 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知りえた秘密を漏らすことのないよう、職員に徹底させていること。